

平成25年度の一般廃棄物（ごみ）の減量化状況

本県では、循環型社会の構築を目指し、廃棄物の排出抑制や循環的な利用などを促進するという基本的な考えのもと、さらなる取組を進めるため、平成24年3月に「愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）」を策定した。

その中で、愛知県内で発生する一般廃棄物（ごみ）について、平成20年度を基準として最終処分量を約23%削減するなどの具体的な廃棄物減量化目標を定めている。

今回、平成25年度における一般廃棄物（ごみ）の処理の状況を示すとともに、「愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）」に示した平成28年度の減量化目標及び平成20年度の処理実績と比べることにより、その減量化の進捗状況を示した。

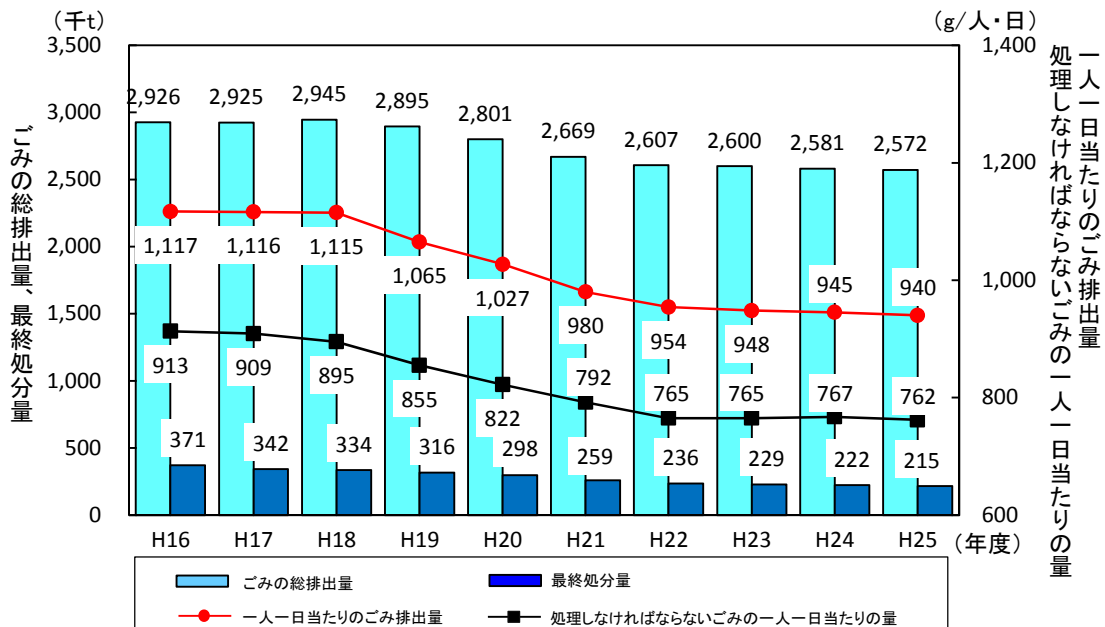
1 一般廃棄物（ごみ）の概況

(1) 発生及び処理の状況

平成25年度のごみの総排出量は2,572千トンであり、平成20年度の2,801千トンに比べ8.2%減少している。

ごみの一年間の総排出量を一人一日あたりに換算（以下「一人一日あたりのごみ排出量」という。）すると、平成25年度は940gであり、平成20年度の1,027gに比べ8.5%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日あたりの量」という。）すると、平成25年度は762gであり、平成20年度の822gに比べ7.3%減少している（図1-(1)-1）。



(注1)「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

(注2)「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

(注2)数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。以下、全ての図について同様。

図1-(1)-1 ごみの排出・処理状況の経年変化

生活系ごみの量は 1,762 千トン、事業系ごみの量は 621 千トンであり、生活系のごみが 73.9%を占めた。平成 20 年度と比較すると、それぞれ 6.2%、9.0% 減少している（図 1-(1)-2）。

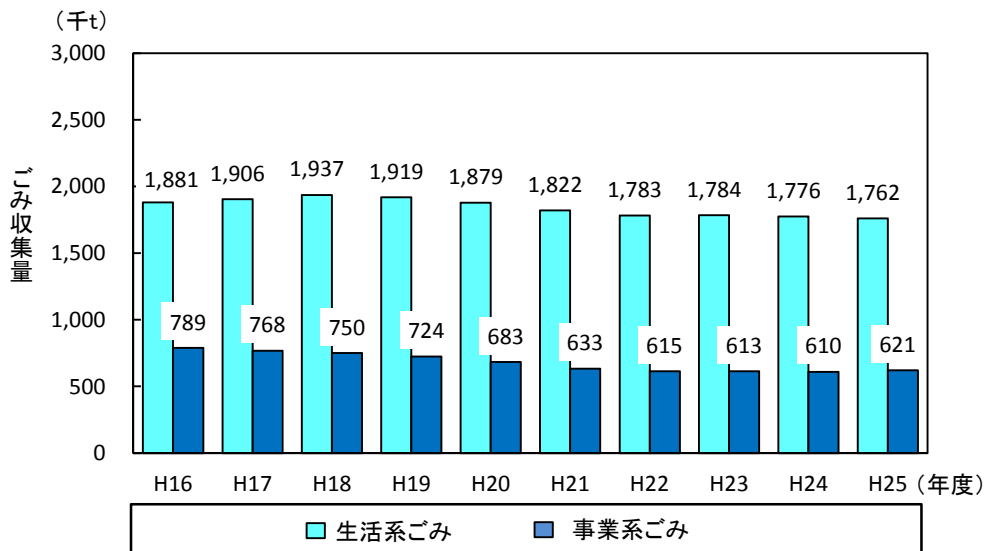
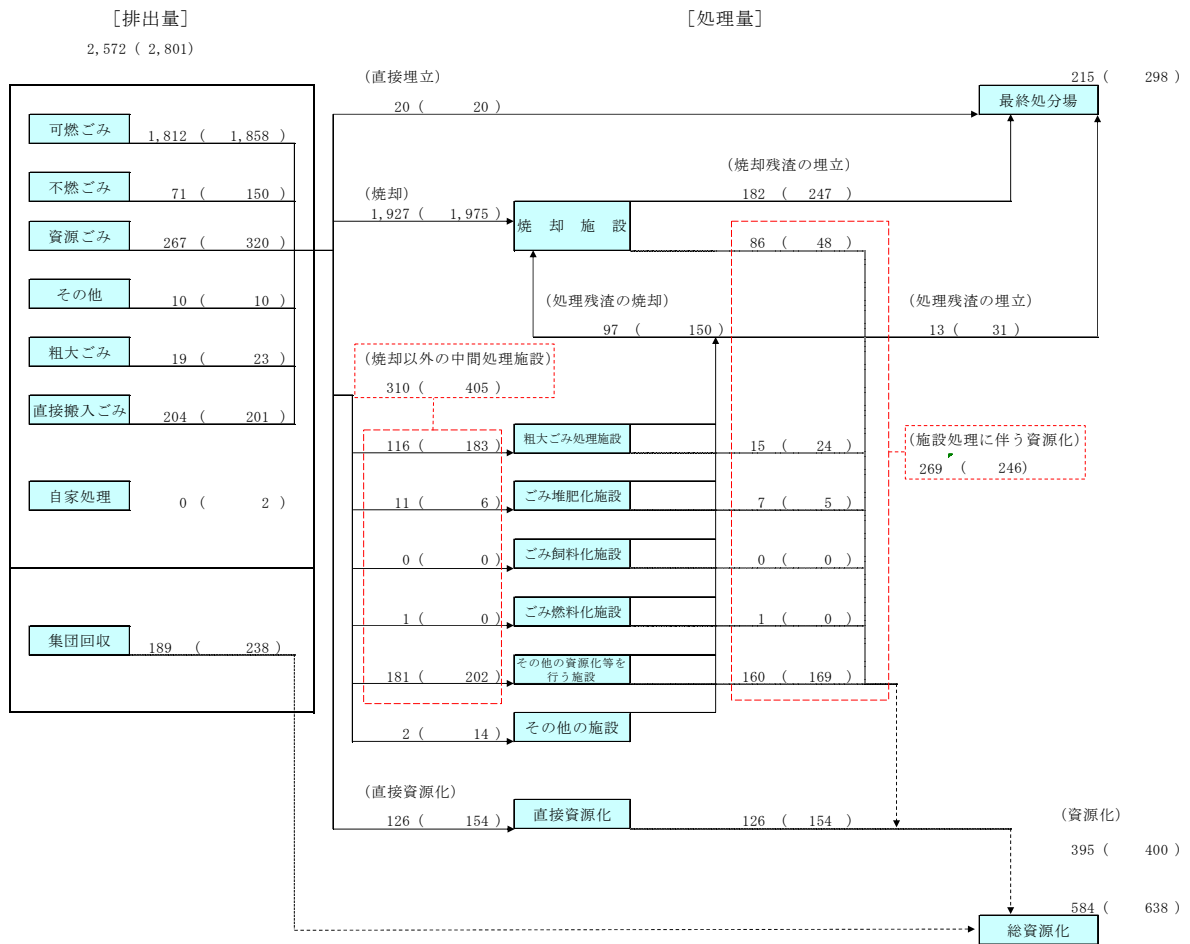


図 1-(1)-2 ごみの収集量の経年変化

ごみ処理の流れは、図 1-(1)-3 のとおりである。

中間処理のうち焼却は 2,023 千トンであり、平成 20 年度の 2,125 千トンに比べ 4.8%減少している。最終的に資源化されたものが 584 千トン、埋立処分されたものが 215 千トンであった。



(単位：千トン、() は平成 20 年度を示す。)

(注 1)「自家処理量」とは、計画収集区域内で、市町村等により計画収集される以外の生活系ごみで、自家肥料として用いるなど自ら処分している、又は直接農家等に依頼して処分されている量

(注 2)収集ごみの「その他」とは、スプレー缶やライターなどの危険ごみやその他の収集区分以外をいう。

(注 3)「その他の施設」とは、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎・減容化等を行う施設をいう。

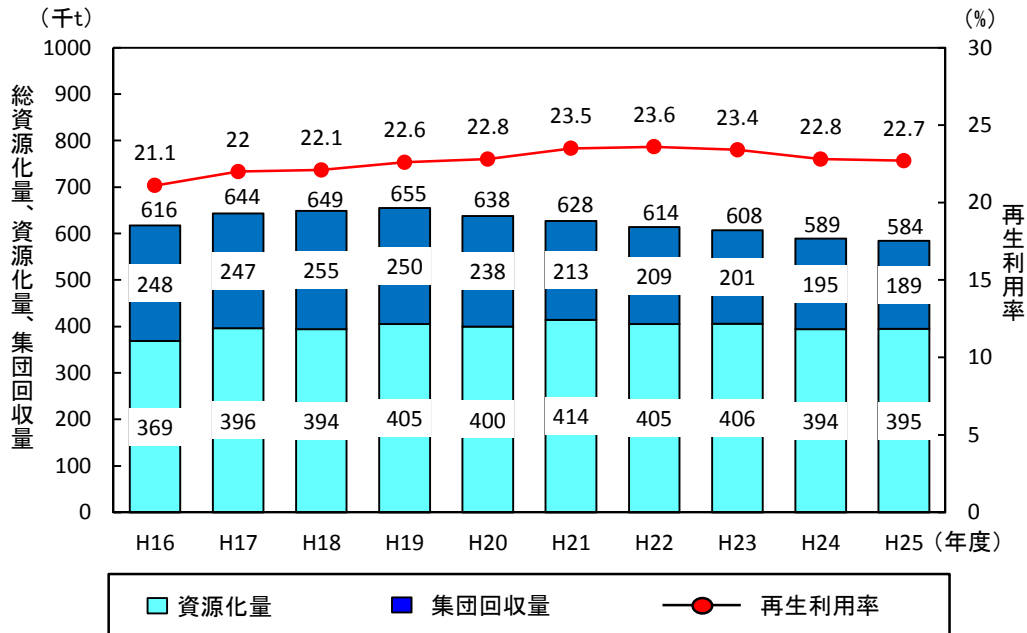
(注 4)収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量(直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化)」は一致しない。

図 1-(1)-3 ごみ処理の流れ

(2) 資源化の状況

中間処理施設において資源化されたもの、集団回収及び直接資源化されたものの合計である平成 25 年度の総資源化量は 584 千トンで、平成 20 年度の 638 千トンに比べ 8.5%減少している。

また、平成 25 年度の再生利用率は 22.7%と、平成 20 年度の 22.8%と比べ 0.1 ポイント減少しており、平成 21 年度以降横ばいの状況となっている。(図 1-(2)-1)。



(注 1)「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。
 (注 2)「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。
 (注 3)「再生利用率」= (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」+「直接搬入ごみ量」+「集団回収量」)) × 100

図 1-(2)-1 総資源化量と再生利用率の経年変化

平成 25 年度の総資源化量の内訳は、紙類 305 千トン、金属類 45 千トン、ガラス類 46 千トン、ペットボトル 17 千トン、プラスチック類 60 千トン、布類 14 千トン、溶融スラグや肥料等、その他 98 千トンとなっている(図 1-(2)-2)。

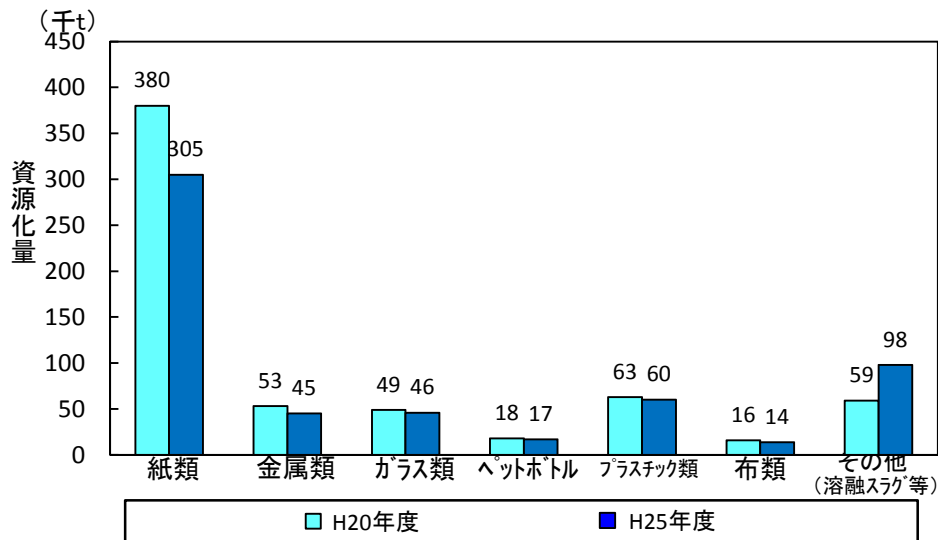


図 1-(2)-2 資源化の状況

(3) 最終処分の状況

中間処理の際に発生した処理残さ、焼却残さの処分を含め、平成 25 年度の最終処分量は 215 千トンで、平成 20 年度の 298 千トンに比べ 28.0%減少している。

なお、このうち自区外（県外）の処分量は 34 千トンで、平成 20 年度の 90 千トンに比べ 62.3%減少している。（図 1-(3)-1）。

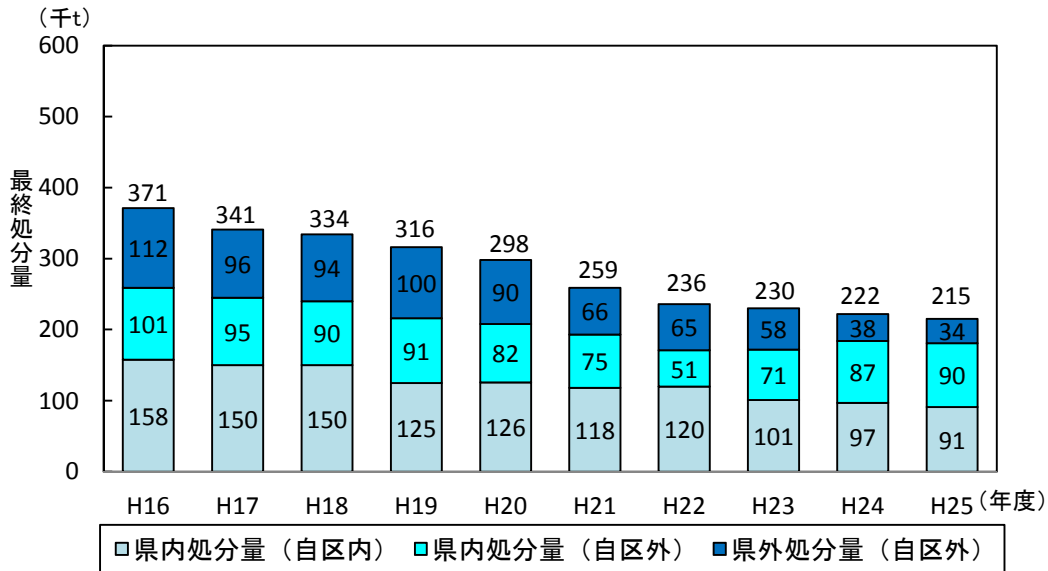


図 1-(3)-1 最終処分量の経年変化

(4) 最終処分場の設置状況

平成 25 年度末の市町村又は一部事務組合が管理している最終処分場の数は 85（休止、埋立終了等を含む。）で、残存容量は 2,904 千 m^3 である。これを平成 25 年度の埋立容量 97 千 m^3 で除した値（残余年数）は 29.9 年となっている。（図 1-(4)-1）。

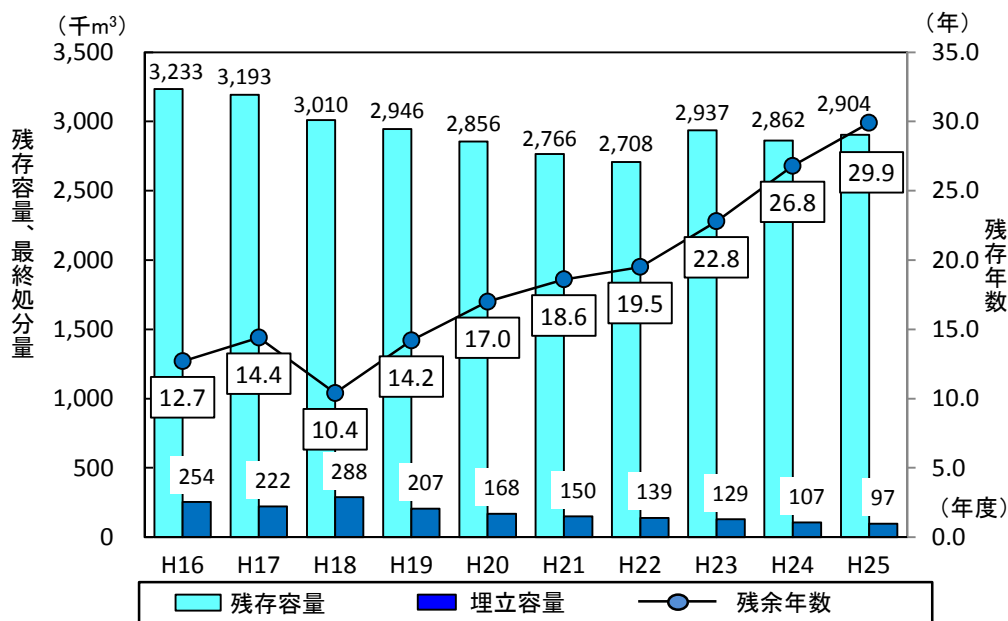


図 1-(4)-1 最終処分場の残存容量、残余年数の経年変化

3 廃棄物の減量化目標の達成状況

(1) 一般廃棄物（ごみ）

「愛知県廃棄物処理計画（平成 24 年度～28 年度）」における平成 28 年度の減量化目標は、次のとおりである。

- 排出量は、平成 20 年度に対して約 9%削減する。
- 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、720g とする。
- 排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は、約 26%とする。
- 最終処分量は、平成 20 年度に対して約 23%削減する。

計画期間 2 年目である平成 25 年度の排出量、処理しなければならないごみの一人一日当たりの量、最終処分量及び再生利用率の達成状況については以下のとおり（図 3-(1)-1 及び図 3-(1)-2）。

- 排出量は 2,572 千トンで、平成 20 年度の 2,801 千トンに比べて 8.2%減少している。目標は未達成であるが、ほぼ順調に減少している。
- 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は 762g で、平成 20 年度の 822g に比べて 60g 減少している。目標は未達成であり、減少の幅も小さい。
- 再生利用率は 22.7%で、平成 20 年度の 22.8%と比べ 0.1 ポイント減少している。目標は未達成であり、近年は横ばい傾向である。
- 最終処分量は 215 千トンで、平成 20 年度の 298 千トンに比べて 28.0 減少しており、目標を達成している。

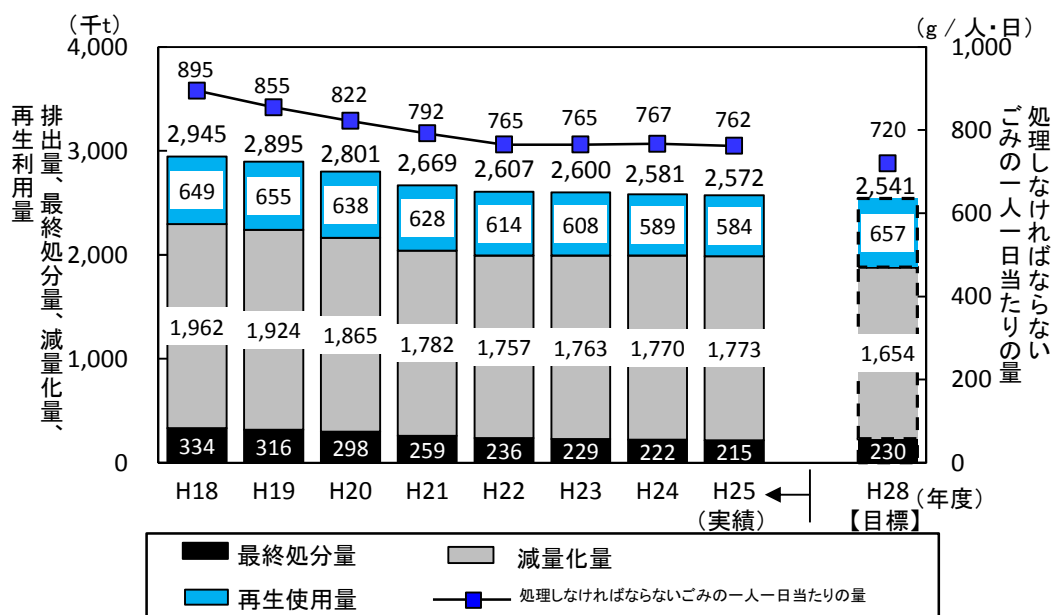


図 3-(1)-1 一般廃棄物の減量化目標の達成状況

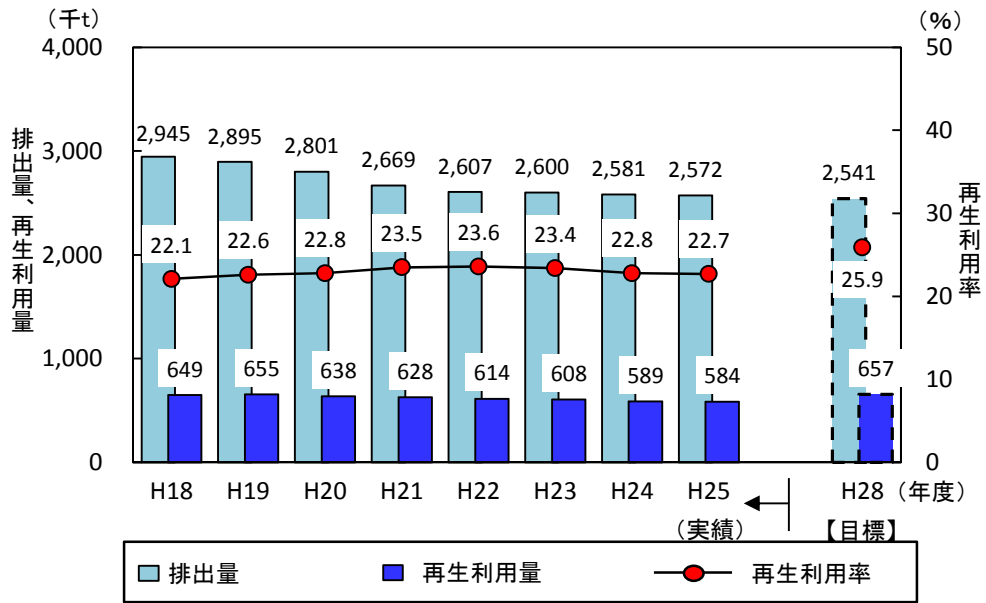


図 3-(1)-2 一般廃棄物の再生利用率の達成状況